35　核燃料物質の分析に用いられる質量分析計又は当該質量分析計に用いることができるイオン源
36　圧力計又はベローズ弁であって、次のいずれかに該当するもの
⑴　絶対圧力を測定することができる圧力計であって、次のアからウまで（センサーを密閉するためのシールを用いていないものについては、イを除く。）の全てに該当するもの
ア　アルミニウム、アルミニウム合金、酸化アルミニウム、ニッケル、ニッケルの含有量が全重量の60パーセントを超えるニッケル合金若しくはフッ化炭化水素ポリマーで作られ、又はこれらの材料で保護されたセンサーを用いたもの
イ　センサーを密閉するために必要不可欠であり、内容物と直接接触し、アルミニウム、アルミニウム合金、酸化アルミニウム、ニッケル、ニッケルの含有量が全重量の60パーセントを超えるニッケル合金若しくはフッ化炭化水素ポリマーで作られ、又はこれらの材料で保護されたシールを用いたもの
ウ　次のいずれかに該当するもの
㈠　フルスケールが13キロパスカル未満であって、精度がフルスケールのプラスマイナス１パーセント未満のもの
㈡　フルスケールが13キロパスカル以上であって、13キロパスカルを測定したときにおいて、精度がプラスマイナス130パスカル未満のもの
⑵　ベローズ弁であって、内容物と接触する全ての部分がアルミニウム、アルミニウム合金、ニッケル又はニッケル合金（ニッケルの含有量が全重量の60パーセントを超えるものに限る。）で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの
37　ソレノイドコイル形の超電導電磁石であって、次の⑴から⑷までの全てに該当するもの（医療用の磁気共鳴イメージング装置に用いるように設計したものを除く。）
⑴　磁束密度が２テスラを超えるもの
⑵　コイルの長さを内径で除した値が２を超えるもの
⑶　コイルの内径が300ミリメートルを超えるもの
⑷　コイルの軸の中心部分を中心として内径の35パーセントを半径とする円であって、コイルの軸に垂直なものの範囲において、磁界の均一性が１パーセント未満のもの
38　ウランの同位元素の分離用の装置に用いられる真空ポンプであって、吸気口の内径が38センチメートル以上のもののうち、排気速度が１秒当たり15,000リットル以上で、かつ、到達圧力が13.3ミリパスカル未満のもの（７に該当するものを除く。）
39　スクロール型圧縮機又はスクロール型真空ポンプであって、ベローズシールを用いたもののうち、次の⑴から⑶までの全てに該当するもの
⑴　吸気量を１時間あたり50立方メートル以上とすることができるもの
⑵　圧力比を２以上とすることができるもの
⑶　プロセスガスに接触する全ての面が次のいずれかの材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの
ア　アルミニウム又はアルミニウム合金
イ　酸化アルミニウム
ウ　ステンレス鋼
エ　ニッケル又はニッケル合金
オ　燐青銅
カ　フッ素重合体
40　直流の電源装置であって、次のいずれかに該当するもの
⑴　出力電流が500アンペア以上のもののうち、電流又は電圧の変動率が0.1パーセント未満で、かつ、出力電圧が100ボルト以上の状態で連続８時間を超えて使用することができるもの
⑵　出力電圧が20,000ボルト以上のもののうち、電流又は電圧の変動率が0.1パーセント未満で、かつ、出力電流が１アンペア以上の状態で連続８時間を超えて使用することができるもの
41　電子加速器であって、次のいずれかに該当するもの（電子顕微鏡の部分品又は医療用装置を除く。）
⑴　電子の運動エネルギーのせん頭値が0.5メガ電子ボルト以上25メガ電子ボルト未満であって、次のいずれかに該当するもの
ア　ビームのパルスの持続時間が１マイクロ秒以下であって、1,700にメガ電子ボルトで表した電子の運動エネルギーのせん頭値の2.65乗を乗じたものに、クーロンで表した加速された電子の全電荷量を乗じた値が0.25以上のもの
イ　ビームのパルスの持続時間が１マイクロ秒を超えるものであって、1,700にメガ電子ボルトで表した電子の運動エネルギーのせん頭値の2.65乗を乗じたものに、クーロンで表した１マイクロ秒の間に加速することができる電荷量の最大値を乗じた値が0.25以上のもの
⑵　電子の運動エネルギーのせん頭値が25メガ電子ボルト以上であって、せん頭出力が50メガワットを超えるもの
42　フラッシュ放電型のエックス線装置又はそのために設計したパルス出力システムの附属品若しくは部分品（多段式インパルス電圧発生器、高出力パルス形成回路網、高電圧用コンデンサ及びトリガーを含む。）
43　発射体の速度の最大値を１秒につき1.5キロメートル以上にすることができる衝撃試験機（高速武器システムのために特に設計した銃を除く。）
44　高速度の撮影が可能なカメラ又はその部分品であって、次のいずれかに該当するもの
⑴　ストリークカメラ又はその部分品であって、次のいずれかに該当するもの
ア　ストリークカメラであって、撮影速度が１マイクロ秒につき0.5ミリメートルを超えるもの
イ　電子式のストリークカメラであって、時間分解能が50ナノ秒以下のもの
ウ　イに該当するカメラ用のストリーク管
エ　モジュール式の構造を有するストリークカメラに用いるために設計したプラグインユニットであって、ア又はイに該当するものの有する性能又は仕様に到達するために必要なもの
オ　アに該当するカメラ用に設計したタービン、反射鏡及び軸受で構成される回転反射鏡の組立品又は同期電子装置
⑵　フレーミングカメラ又はその部分品であって、次のいずれかに該当するもの
ア　フレーミングカメラであって、撮影速度が１秒につき225,000こまを超えるもの
イ　フレーミングカメラであって、シャッター速度が50ナノ秒以下のもの
ウ　ア又はイに該当するカメラ用に設計したフレーミング管又は固体撮像素子であって、シャッター速度が50ナノ秒以下のもの
エ　モジュール式の構造を有するカメラに使用するために設計したプラグインユニットであって、ア又はイに該当するものの有する性能又は仕様に到達するために必要なもの
オ　アまたはイに該当するカメラ用に設計したタービン、反射鏡及び軸受で構成される回転反射鏡の組立品又は同期電子装置
⑶　固体カメラ若しくは電子管カメラ又はこれらの部分品であって、次のいずれかに該当するもの（⑴又は⑵に該当するものを除く。）
ア　固体カメラ又は電子管カメラであって、シャッター速度が50ナノ秒以下のもの
イ　アに該当するカメラ用に設計した固体撮像素子又はイメージ増強管であって、シャッター速度が50ナノ秒以下のもの
ウ　カーセル又はポッケルスセルを用いた電気制動シャッターであって、シャッター速度が50ナノ秒以下のもの
エ　モジュール式の構造を有するカメラに使用するために設計したプラグインユニットであって、アに該当するものの有する性能又は仕様に到達するために必要なもの